

告 示

埼玉県告示第十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、宮毛田土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和元年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 就任

職名 氏名 住所

理事 江口 定夫 埼玉県東松山市大字毛塚三百四十七番地

二 退任

職名 氏名 住所

理事 中村 繁夫 埼玉県東松山市大字毛塚三百四十三番地